

令和 2 年度

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する応募要領

制 定 令和 2 年 1 月 21 日付け元農振第 2545 号  
農林水産省農村振興局長通知

改 正 令和 2 年 5 月 12 日付け 2 農振第 223 号

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領（令和 2 年 1 月 21 日付け元農振第 2545 号。以下「実施要領」という。）に基づき、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域を募集します。

第 1 応募期間

1 応募期間

令和 2 年 1 月 21 日（火曜日）から令和 2 年 7 月 29 日（水曜日）まで

2 応募締切

令和 2 年 7 月 29 日（水曜日）17:00 必着

※締切後の提出は一切認めません。ただし、郵便事情等で紙媒体の到着が遅れる場合にあつては、電子メールでの提出を可としますが、事前に問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、電子メールで提出した場合も、併せて紙媒体での提出が必要となります。

第 2 提出書類

1 以下の書類一式（以下「申請書類」という。）について提出してください。

(1) 応募申請書（別紙様式第 1 号）

(2) 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定申請書  
（別紙様式第 1 号別添 1）

※申請書作成に係る留意事項（別紙 1）を参照の上、作成してください。

※申請書内の写真については、広報活動のため農林水産省 HP 等で活用する場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

(3) 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する申請書  
概要（別紙様式第 1 号別添 2）

(4) 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産への認定を申請する場合の異なる事項  
（別紙様式第 1 号別添 3）

※世界農業遺産の認定を既に受けている地域であつて日本農業遺産の認定を受けていない地域が日本農業遺産への認定を申請する場合、世界農業遺産の申請

内容との違いを簡潔にまとめてください。

- (5) 日本農業遺産認定地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合の異なる事項（別紙様式第1号別添4）

※日本農業遺産の認定を既に受けている地域であって、世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けていない地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合、日本農業遺産の申請内容との違いを簡潔にまとめてください。

- (6) 世界農業遺産・日本農業遺産保全計画（別紙様式第2号）

※既に世界農業遺産の認定を受けている地域が日本農業遺産への認定申請を行う場合は、現行の世界農業遺産保全計画を踏まえた世界農業遺産・日本農業遺産保全計画を別紙様式第2号により作成してください。

※既に日本農業遺産の認定を受けている地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合は、現行の日本農業遺産保全計画を踏まえた新たな5年間の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画を作成してください。

- (7) 世界農業遺産・日本農業遺産保全計画取組一覧（別紙様式第2号別添）

- (8) 都道府県の意見書（任意様式）

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定に関する申請に対して、申請する農林水産業システムが所在する都道府県の賛同の意を表明する意見書を公印を押印の上、添付してください。

- (9) 学術機関等の意見書（任意様式）

ア (2)の申請書に記載された内容の学術的な裏付けを示す、学術機関等からの意見書を添付してください。

イ 意見書は必要に応じて複数添付して構いません。ただし、認定基準（別紙2）第1の2の(3)に関する意見書は必ず添付してください。

※公印又は私印を押印してください。

- (10) 申請者の概要（任意様式）

定款、組織規程、構成員名簿、会計規程（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を添付してください。

- (11) 申請書類チェックシート（別紙様式第3号）

## 2 提出部数

- (1) 提出部数

ア 紙媒体：第2の1の申請書類を3セット

※押印付き正書類1セット、副書類2セット（コピー可）とする。

※(1)～(9)の書類をそれぞれカラー刷り、両面印刷し、9種類を順番に重ねたものとする。

※提出資料はすべてA4判（縦）とする。

イ 電子媒体：アを保存したCD-R2枚

※電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウ

イルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日) 及び、提出日、タイトル、団体名を CD 本体に記載する。

(2) その他

提出いただいた書類等は返却しませんのでご了承ください。

第3 評価基準

実施要領第2の5に従い評価を行います。

第4 説明会の開催

申請を希望する地域を対象に、公募に係る説明会を以下のとおり開催します。

出席者は、各地域につき2名程度とし、出席を希望する者は令和2年2月3日(月)までに農林水産省 HP から出席者登録を行ってください。

なお、当該説明会への出席は、応募に当たっての必須要件としません。

日時：令和2年2月5日(水) 14:00~16:00

場所：農林水産省 共用第1会議室(本館7階 部屋番号 本767)

東京都千代田区霞が関1-2-1

第5 審査の手順

1 一次審査(書類審査)

第2の1の申請書類を第7の地方農政局(北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ)を通じて世界農業遺産等専門家会議事務局(農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課以下、「事務局」という。)で受理した後、世界農業遺産等専門家会議による書類審査を行います。審査結果は事務局より通知します。(令和2年9月頃を予定)

2 現地調査

1により、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定が受けられる可能性が高いと判断された地域に対し、世界農業遺産等専門家会議委員による現地調査を実施します。なお、現地調査は、ヒアリング及び現地確認により実施します。(令和2年10月から12月頃までを予定)

3 二次審査

世界農業遺産等専門家会議は、申請者からのプレゼンテーション並びに1及び2の結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定の妥当性を評価します。(令和3年1月頃を予定)

4 承認・認定地域の決定

農林水産大臣は、3の結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請に係る承認を行う地域及び日本農業遺産に認定する地域を決定します。(令和3年2月頃を予定)

## 5 結果の通知及び認定証の交付

4の結果については、文書で通知します。また、日本農業遺産に認定する地域には、認定証を交付します。

※審査の時期については、諸般の事情により変更することがあります。

## 第6 世界農業遺産への認定申請

第5の審査を経て、世界農業遺産への認定申請に係る承認を付与された地域については、国連食糧農業機関（以下「FAO」という。）への申請を行うこととなります。世界農業遺産への申請を行うに当たり、世界農業遺産等専門家会議を開催し、必要な助言及び指導を行いますので、当該地域は、同会議からの指摘に対応の上、FAOが指定する様式により英文で申請書一式を作成してください。なお、世界農業遺産の申請基準が変更された場合、FAOの定める基準に合わせて申請書を修正する必要があります。

英文の申請書作成の際には、海外の審査委員にもわかりやすい表記を心がけ、我が国固有の言い回しには注釈を付ける等の対応が必要となります。また、必ずネイティブチェックを受けてください。ネイティブチェック後は、特に技術的・行政的用語の直訳的誤訳を防ぐ観点から、当該地域の農林水産業に通じた日本語を母国語とする英語話者が、和文、英文両版の最終比較照査・修正を行ったうえで提出してください。英文のチェックや編集等の作業は事務局では行いかねますので、予めご承知おきください。

## 第7 その他応募に当たっての留意事項

- 1 審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。
- 2 申請に係る書類について、後日、事務局から追加書類の提出を求めたり、内容等の問い合わせを行う場合があります。
- 3 認定に当たり申請書類に虚偽又は認定地域としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、認定申請の承認又は認定の取消を行い、認定証を返納頂くこととなります。

## 第8 問合せ先・提出先

本手続、その他世界農業遺産及び日本農業遺産に関する御質問等の問合せ及び申請書類の提出先は、以下に記載の、申請者が所在する区域を管轄する地方農政局となります。第1の応募期間内に、該当する農政局に提出してください。なお、申請地域が管区をまたぐ場合は、申請する団体の事務局が所在する区域を管轄する地方農政局に提出してください。

提出は原則として郵送又は宅配便（バイク便含む）とし、やむを得ない場合には持参も可とします。また、申請に当たっての事前の問い合わせにも対応いたしますので、時間的余裕をもって作成いただくようお願いいたします。

・申請者の所在地【北海道】

国土交通省北海道開発局 農業水産部 農業振興課  
〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎  
TEL：011-700-6768 FAX：011-709-2145

・申請者の所在地【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

東北農政局 農村振興部 農村環境課  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟  
TEL：022-221-6256 FAX：022-715-8217

・申請者の所在地【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県】

関東農政局 農村振興部 農村環境課  
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館  
TEL：048-740-0515 FAX：048-740-0082

・申請者の所在地【新潟県、富山県、石川県、福井県】

北陸農政局 農村振興部 農村環境課  
〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎  
TEL：076-232-4533 FAX：076-263-0256

・申請者の所在地【岐阜県、愛知県、三重県】

東海農政局 農村振興部 農村環境課  
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2  
TEL：052-223-4631 FAX：052-220-1681

・申請者の所在地【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

近畿農政局 農村振興部 農村環境課  
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町  
TEL：075-414-9052 FAX：075-451-3965

・申請者の所在地【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、

愛媛県、高知県】

中国四国農政局 農村振興部 農村環境課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎

TEL : 086-224-9417 FAX : 086-227-6659

- ・申請者の所在地【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

九州農政局 農村振興部 農村環境課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎

TEL : 096-300-6439 FAX : 096-211-9812

- ・申請者の所在地【沖縄県】

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL : 098-866-1652 FAX : 098-860-1194